

高病原性鳥インフルエンザの対応状況

平成16年12月
農林水産省消費・安全局

1 家畜伝染病予防法の改正

6月2日、届出義務違反に関するペナルティ強化、移動制限命令協力農家に対する助成制度化等を内容とする家畜伝染病予防法の改正を公布・施行

2 感染経路の究明

3月に農林水産省に設置した感染経路究明チームが、6月30日に報告書取りまとめ。朝鮮半島等からの渡り鳥によりウイルスが国内に持ち込まれた可能性等を指摘。

3 特定家畜伝染病防疫指針の策定等発生に備えた体制整備

- (1) 15年9月に策定した防疫マニュアルをもとに、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会で検討されていた特定家畜伝染病防疫指針について、7月21日家畜衛生部会で了承。パブリックコメントを経て11月18日に公表。
- (2) 9月22日には、防疫指針の都道府県等への説明会（机上演習）を実施。各都道府県でも演習等を実施。
- (3) 発生時の生産・流通対策、消費者対策、現地支援等を迅速、円滑に実施するため、各部局の分担と連携、専門家・職員の現地派遣等を明記したマニュアルを本省、地方農政局段階で作成。
- (4) 殺処分方法等に関する防疫技術検討会を開催。
- (5) 11月25日に関係省庁対策会議幹事会が開催され、連携強化を確認。

4 ワクチン使用に備えた体制整備

- (1) 上記防疫指針では、ワクチン使用は、摘発・とう汰が困難になった場合に限るとの方針であり、これは、OIE等の国際機関も含めた専門家の一致した見解。これを踏まえ、12月3日の家きん疾病小委員会でワクチンの使用条件、使用手順等を検討。

同日、生産者との意見交換も実施しており、引き続き意見交換を行う予定。

ワクチンの使用を限定する理由

症状を抑える効果はあるものの、感染を防ぐ効果が不完全。

明らかな症状を示さずウイルスを保有する可能性があり、発見が遅れ周辺にまん延する可能性。

* 我が国のように本病の続発がない状況でワクチンを予防的に使用した事例は世界的にない。

- (2) 一方で、国内で万一発生が拡大した場合に備え、ワクチン備蓄（320万ドース）に加え来年1月初めまでに400万ドースの輸入を予定、海外開発ワクチン3製剤について、食品安全委員会の答申及び薬事・食品衛生審議会の審査を経て、12月13日に輸入承認。
- (3) さらに、国内製造業者（4社）において、H5、H7亜型のワクチンの開発を開始。

5 発生時の被害軽減のための取組

- (1) 正しい知識の普及や不適切な取引の防止を目的に、10月15日に公開のリスクコミュニケーションを実施するとともに、10月26日、生産者、流通・小売業者の意見交換会を実施。今後、地方段階での同様の取組を促進。
- (2) 防疫指針では、生産者への影響が必要最小限となるよう、移動制限区域での鶏卵等の移動について例外措置を設ける等の配慮。
- (3) 発生農家の経営再建を支援するため、現行の法に基づく手当金制度や融資に加え、牛、豚等を対象とした家畜防疫互助基金と同様に、生産者が互助基金を造成する場合の支援を4億円規模で実施。